

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年1月4日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

感謝状筆耕業務

(2) 提供を受ける役務の内容

感謝状の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和5年1月17日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年1月16日

(2) 提出先

教育委員会 教育総務課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼーみさき地域活動支援センターれいんぼーみさきから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年1月6日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

点字の打刻作業

(2) 提供を受ける役務の内容

福祉タクシー利用券交付案内用封筒 [6,400枚] への「とやましやくしょ」点字の打刻作業

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和5年2月3日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であつて、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年1月17日

(2) 提出先

福祉保健部 障害福祉課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年1月19日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

表彰状等筆耕業務

(2) 提供を受ける役務の内容

表彰状等の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年1月30日

(2) 提出先

消防局総務課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人自立生活支援センター富山 富山生きる場センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年1月23日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

福祉タクシー利用券交付案内文等の三つ折り封入封緘作業業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

福祉タクシー利用券交付案内用封筒 [6,300 枚] への福祉タクシー利用券交付案内文等4部の三つ折り封入封緘

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和5年3月13日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する、

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年2月3日

(2) 提出先

福祉保健部 障害福祉課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、富山生きる場センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和5年1月30日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

「とやま市農政だより第40号」（令和5年3月発行分）配布業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

封入・宛名等シール貼り・仕分け・発送

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する就労継続支援施設であって、富山市内（富山地域）に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年2月10日

(2) 提出先

農林水産部農政企画課